

正しい交通ルールで 冬の事故を防ごう

冬の交通事故の特徴は、スリップ、風雪のため前方不確認、踏み切りでの一時停止の急い、そして感さしのぎのための酒酔運転による事故が多いことです。また、歩行者が酒に酔ったふんで歩きまわること、そして防寒具を着ているために視野が狭く、音に対する感覚がうすれることによって起る事故が多くなります。冬は道路の条件が悪く、交通安全施設と機能は低下します。車の運行、安全管理の面でも、ある程度の能リフ低下がみられます。冬の交通事故を防ぐには、次のことを守って下さい。

① 運転者へ

まず車の整備点検が大切です。とくに、スベリ止め装置を確実にして下さい。運転中は、スリップしない程度のスピードを守り、フットンウ

インには、いつも前方がよく見えるようにき
れいにしましょう

② 歩行者へ

冬は歩行者の視野、音感ともに低下します。注意の上にも注意して下さい。お酒を飲む機会には深酒をつゝし、車道に出て交通の妨げになるようなことをしないようにして下さい。

根本的には交通ルールを守ることです。右側通行、正しい横断をし、車の直前直後横断による事故などを防いで下さい。



寒さは成人病の大敵 (一)

きびしい寒さが続いています。冬の間は、この寒さのため、高血圧、心臓病などの成人病が多く起つていきます。成人病は、伝染病とはちがって他人に伝染するわけがなく、またはなほなしい症状で発病することもないので治療に大切な時期をのびてしまいがちです。異常を感ずるだけ早くみつけて必要な生活上の注意を守ることが、現在のところ、成人病から私たちを守る決め手です。

高血圧の予防

高血圧を防ぐには、ふだんから、そして若い時から次のことに気をつけることです。

1. 疲れが続いたり、不安、おどろき、怒りのような精神の緊張が続かないようにすること
2. 睡眠と休養を十分にとること
3. 米の偏食をさけること
4. 新鮮な野菜やくだものをよくとること
5. 便秘を整えること

6. 塩分をとりすぎないこと

7. あつい風呂や長風呂はさけること

8. 寒い時期は、十分部屋の暖房をすること。万一、血圧がいつも高い傾向にありましたら、必要で治療生活指導を受けて下さい。血圧が高めの人は、前の注意事項のほか、寒い思いをしないようにくふうし階段や坂道はゆっくり登り降りし、一般にふとらないようにしましょう。

村長出張日程 (一月分)

月日	用件
自五日 至十日 (山根、漁港、その他、予算獲得運動。 (東京))	
自六日 至十日 (昭和四十三年度予算編成会議。 (青森))	
自十四日 至二十日 (黒川村会建設委員会。 (青森))	
自三十日 至三十日 (青森観光連盟理事会。 (青森))	

手数料について

昭和四十三年一月から、戸籍謄抄本が一通につき五十円になりました。(今まで四十円)

(戸籍箱の空位)(一月分)

結婚婚おめでとす。
ございます。

(樋口希夫 大佐井)	(田中勇 矢越)	(米沢耕一 鹿児島)	(古川朝夫 東京)	(伝法一三 大田)	(高橋嘉郎 古佐井)	(横浜定美 磯谷)
(臼井恵子 青森)	(田口郎子 北海道)	(福田澄子 矢越)	(南久子 大佐井)	(伊藤京子 原田)	(坂井いさ子 三沢)	(大塚三千代 神奈川)
(松谷茂一 大佐井)	(横浜勝夫 原田)	(島元弘 長後)	(小笠原源一 矢越)	(岡本正隆 大佐井)	(成田正高 七戸)	
(内田成子 古佐井)	(浜市和江 北海道)	(佐田眞子 北海道)	(高橋スミ 古佐井)	(大畑テツ子 古佐井)	(横浜ヨネ 磯谷)	



昭和四十一年度

決算議会開催

昭和四十一年度決算議会は一月二十九日から三十日まで三日間役場で開催されました。

案件は次のとおりです。(決算の内容は別紙)

- 1 佐井村消防組基本金蓄積及び管理条例廃止条例制定について
- 2 佐井小学校基本財産蓄積及び管理条例廃止条例制定について
- 3 佐井村救済資金蓄積及び管理条例廃止条例制定について
- 4 佐井村特別基本金蓄積及び管理条例廃止条例制定について
- 5 佐井村基本財産蓄積及び管理条例廃止条例制定について
- 6 昭和四十一年度佐井村一般会計歳入、歳出決算認定の件
- 7 昭和四十一年度佐井村簡易水道事業特別会計歳入、歳出決算認定の件
- 8 昭和四十一年度佐井村国民健康保険特別会計歳入、歳出決算認定の件
- 9 昭和四十一年度佐井村へき地出張診療所特別会計歳入、歳出決算認定の件

野鳥を愛しましょう

(下北農林事務所)

○野鳥をとる場合知っておかねば
なめらなめいこと

野鳥をとるには、特別に許可を受けなければなりません。許可証なくしてとれば罰せられます。

許可は長い向病気などで収めている人、からだの不自由な人、又は老人で野山を自由に歩けない人等から、頼まれた人に与えられます。

○野鳥を飼う場合知っておかねば
なめらなめいこと

許可を受けてとった野鳥を飼うには、改めて育くる許可を受けなければなりません。許可証なくして飼うと罰せられます。

許可証の半券はいつと野鳥のかごにつけておかねばならぬ。

○野鳥をとること、飼うことの許可の取り扱いは農林事務所で行っております。

○許可なくして、野鳥をとっている方々、かごに許可

証のついていない野鳥を売たり買ったりした場合は役場・農林事務所、警察署のいずれかにご連絡下さい。

陸・海・空・自衛官募集

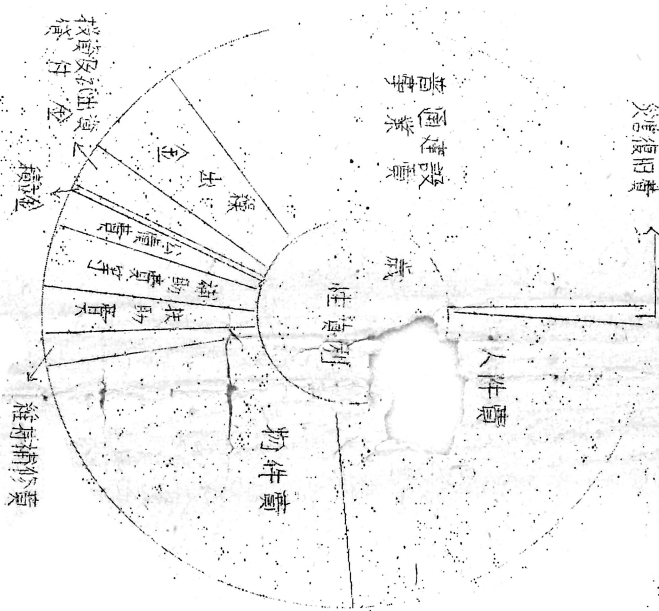
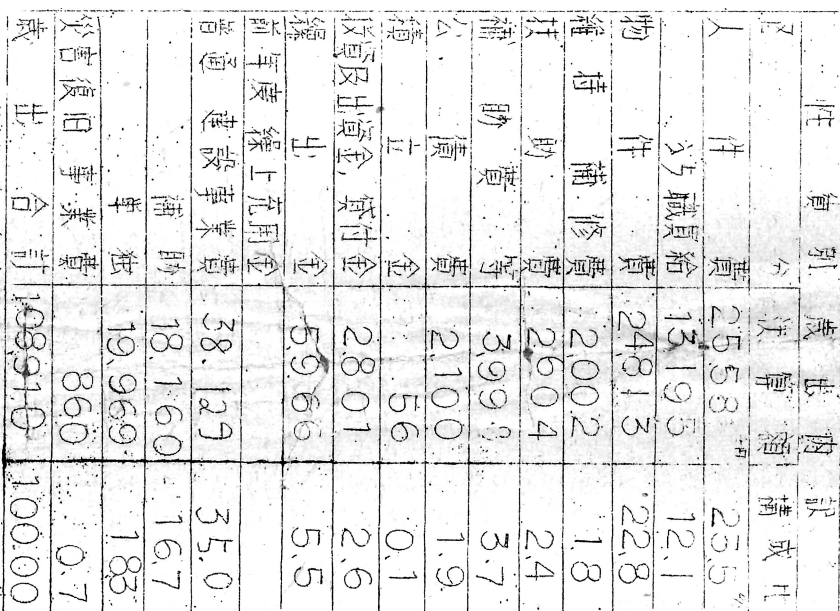
規律ある生活、よき社会人としての人間形成、最新の技術習得、勤務したからの勉強ができる明るい希望の自衛隊に入隊しよう。

志願できるのは満十八さいから二十五さいまでの男子で、受け付けは左記で毎日、試験は毎日行なっています。ご活用下さい。ご希望の方は役場へご連絡下さい。

あとがき

かぜの患者が多く、小・中学校が休校しました。皆様にかぜをおくらしです。健康には十分ご注意ください。
広報オ三十凡号をおとどけ致します。
お元気で。

項目	金額	構成比%
其他	12,872	118
地方特別交付金	865	0.8
地方交付金	57,631	530
普通	54,531	947
特別	3,056	53
小計	71,368	656
繰越金	1	
分限金負担金	915	0.8
使用料	554	0.5
国庫支出金	7,787	71
県支支出金	9,275	85
財産収入	1,574	14
収入	3,437	32
地方債	14,000	129
歳入合計	108,911	1000



支出別

教育費

保健費

住宅費

生活費

娯楽費

交通費

食料費

衣服費

税金

雑費